

議案第 7 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 2 5 年 2 月 2 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 1 号）の施行の日（平成 2 5 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 7 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定（「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める部分に限る。）は、同法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（平成 2 6 年 4 月 1 日）から施行する。

提案理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。